二　令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条　法第百十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条　法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　［略］

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条　法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第六十四条　第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条までの規定は、法第百十八条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準）

第六十五条　法第百二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第六十六条　法第百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第六十七条　法第百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

第六十八条　法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第百五十三条の規定による報告の徴収　当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二　法第百四十八条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三　法第百四十八条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第百五十四条の規定による命令又は法第百五十五条第一項の規定による取消し　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

二　令第二十九条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条　法第百十三条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条　法第百十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　［同上］

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条　法第百十五条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第六十四条　第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条までの規定は、法第百十六条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準）

第六十五条　法第百十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［同上］

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第六十六条　法第百二十一条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第百二十一条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第六十七条　法第百二十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［同上］

（法第百五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

第六十八条　法第百五十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第百五十条の規定による報告の徴収　当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二　法第百四十五条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三　法第百四十五条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第百五十一条の規定による命令又は法第百五十二条第一項の規定による取消し　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類